

お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載について

令和4年5月24日

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

この度、フランスからワシントン条約附属書Ⅲに「スズキ目キンチャクダイ科」の1種を掲載するとの提案があり、令和4年6月13日付けで効力が発生することとなります。

また、オーストラリアからワシントン条約附属書Ⅲに「トカゲ亜目キノボリカゲ科、ヤモリ科及びスキンク科」の19種を掲載するとの提案があり、令和4年6月22日付けで効力が発生することとなります。具体的な掲載種については別紙を御参照ください。

効力発生日以降、別紙の動植物種を含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法に基づく手続き等が新たに必要となりますので、十分御注意ください。

特に、効力発生日前後の輸入手続きの取扱いについては、別添「ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載等の発効に伴う我が国外為法の輸入手続きについて」を御確認ください。

なお、このお知らせは、現時点でワシントン条約事務局が発出した事務局通報(以下の URL 参照)から引用・仮訳したものです。今後、最終的に詳細な文言等が変更となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。(仮にこのお知らせと事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されますので御留意ください)

事務局通報「NO.2022/014」

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2022-014.pdf>

事務局通報「NO.2022/019」

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2022-019.pdf>

御不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723

◆6月13日付けで新たにワシントン条約附属書Ⅲに掲載されるもの

学名等	一般的和名等	掲載国名
【FAUNA】	【動物界】	
「CLASS ACTINOPTERYGII」	「条鰭綱」	
«PERCIFORMES»	«スズキ目»	
<Pomacanthidae> Holacanthus limbaughi	<キンチャクダイ科> ホラカントウス・リムバウギ	フランス

◆6月22日付けで新たにワシントン条約附属書Ⅲに掲載されるもの

学名等	一般的和名等	掲載国名
【FAUNA】	【動物界】	
「CLASS REPTILIA」	「爬虫綱」	
«SAURIA»	«トカゲ亜目»	
<Agamidae> Ctenophorus spp.	<アガマ科(キノボルトカゲ科)> クテノフォルス属全種	オーストラリア
Intellagama spp.	インテルラガマ属全種	オーストラリア
Tympanocryptis spp.	テュムパノクリプティス属全種	オーストラリア
<Gekkonidae> Carphodactylus spp.	<ヤモリ科> カルフォダクテュルス属全種	オーストラリア
Nephurus spp.	ネフルルス属全種	オーストラリア
Orraya spp.	オルラヤ属全種	オーストラリア

Phyllurus spp.	フユルルス属全種	オーストラリア
Saltuarius spp.	サルトゥアリウス属全種	オーストラリア
Strophurus spp.	ストロフルス属全種	オーストラリア
Underwoodisaurus spp.	ウンデルウォオディサウルス属全種	オーストラリア
Uvidicolus spp.	ウヴィディコルス属全種	オーストラリア
<Scincidae>	<スキנק科>	
Egernia spp.	エゲルニア属全種	オーストラリア
Tiliqua adelaidensis	ティリカ・アデライデンシス	オーストラリア
Tiliqua multifasciata	ティリカ・マルチファスキアタ	オーストラリア
Tiliqua nigrolutea	ティリカ・ニグロルテア	オーストラリア
Tiliqua occipitalis	ティリカ・オキピタリス	オーストラリア
Tiliqua rugosa	ティリカ・ルゴサ	オーストラリア
Tiliqua scincoides intermedia	ティリカ・スキンコイデス・インテルメ ディア	オーストラリア
Tiliqua scincoides scincoides	ティリカ・スキンコイデス・スキンコイ デス	オーストラリア

お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載の発効に伴う
我が国外為法の輸出入手続きについて

令和4年5月24日
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室

この度、フランスからワシントン条約附属書Ⅲに「スズキ目キンチャクダイ科」の1種を掲載するとの提案があり、令和4年6月13日付けで効力が発生することとなります。

また、オーストラリアからワシントン条約附属書Ⅲに「トカゲ亜目キノボリカゲ科、ヤモリ科及びスキンク科」の19種を掲載するとの提案があり、令和4年6月22日付けで効力が発生することとなります。

本改正に伴う我が国の輸出入手続きの取扱いについて以下のとおりお知らせします。

※本お知らせの内容については、必ず最新の情報を御確認の上、輸出入の手続きを行っていただけますようお願いいたします。

附属書Ⅲに新たに掲載される種の貨物について

○ワシントン条約附属書の改正により新たに条約の適用を受ける種の貨物(動植物の個体、個体の部分又は派生物をいう。以下同じ。)を輸入する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、条約の適用を受けない種の貨物という取扱いで従前の例により輸入することができます。

○新たに条約の適用を受ける種の貨物を輸出する場合

(1) 当該貨物の輸出先国(輸入国)における輸入予定日が、改正附属書の効力発生日より前であれば条約の適用を受けない種の貨物という扱いで、従前の例により輸出することができます。

(2) 輸出先国(輸入国)において改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合には、輸出先国(輸入国)からワシントン条約に基づく「CITES 輸出許可・再輸出証明書又は原産地証明書」の提出を求められますので、附属書Ⅲに従った CITES 輸出許可書等の取得手続きを行ってください。

(問合せ先)
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室
03-3501-1723(直通)